

各障害福祉サービス事業所等 管理者 様

倉敷市障がい福祉課長

前年度実績に基づく基本報酬及び加算の取扱いについて

前年度又は前年度末日等の実績に応じて基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるサービスについて、令和7年4月から算定を行う場合は、前年度実績に基づく見直しを行った上、次により必要な書類を提出してください。

記

1 対象となる加算等

別紙のとおり

2 留意事項

- ・ 新たに加算を算定する場合は、「新規」の届出を行ってください。
- ・ 現在、上記1の加算等を算定している各事業所・施設が、前年度等の実績により見直しを行った結果、4月以降も報酬区分・加算区分に変更がない場合には、届出は不要です。 その場合でも、自主点検の際に作成した書類（下記3の③及び④の書類）については、必ず保存しておいてください。
※就労継続支援A型事業所の基本報酬の算定区分に関する届出は、区分の変更の有無に関わらず毎年届出が必要です。
- ・ 前年度等の実績により、基本報酬区分・加算区分が変更となる場合又は算定単位数が変更となる場合は、「変更」の届出を行ってください。 共同生活援助の夜間支援等体制加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ～Ⅵは共同生活住居ごとに確認してください。
- ・ 前年度等の実績により、加算が算定できなくなった場合、速やかに体制届出書（下記3の①及び②の書類）により届け出てください。
- ・ 加算算定の検討に当たっては、「人員配置見直しに係る自主点検」における前年度の平均利用者数との整合を図ってください。
- ・ 前年度実績によるものではありませんが、虐待防止措置や身体拘束適正化、業務継続計画の策定等について、必要な取組が行われているか、機会を捉えて自主点検を行ってください（チェックシートを添付しています）。点検の結果減算に該当する場合は体制の届出を行ってください。

3 提出書類

様式は倉敷市障がい福祉課のホームページに掲載

- ・ 障害福祉サービス事業

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/fukushi/shogai/1015023/index.html>

- ・障害児通所支援事業
<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/fukushi/shogai/1015005/index.html>
- ・相談支援事業
<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/fukushi/shogai/1015076/index.html>

- ①介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に係る届出書又は
障害児通所給付費及び障害児入所給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書
- ②介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表又は
障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表
- ③基本報酬の算定区分に関する届出書及びその添付書類
- ④各加算に係る届出書及びその添付書類
注) 加算の「終了」の届出の場合は、④の書類の提出は不要

4 提出期限等

- (1) 提出期限 就労継続支援A型以外：**令和7年4月15日(火)必着**
就労継続支援A型：**令和7年4月30日(水)必着**

※期限までに提出のない場合は、4月1日に遡っての算定(単位数の増)はできません。

※前年度実績に基づく加算以外の加算は、通常通り、毎月15日(15日が閉庁日の場合は直前の開庁日)までの届出で翌月1日からの算定となります。

- (2) 提出部数 1部
(3) 提出先 倉敷市障がい福祉課事業所指導室

【問い合わせ先】

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地
倉敷市障がい福祉課事業所指導室
TEL 086-426-3287 FAX 086-421-4411
E-mail wlfdsb-buguof@city.kurashiki.okayama.jp

(別紙)

前年度実績に基づき決定される報酬区分及び加算

番号	報酬・加算名	居宅介護・ 同行援護・行動援護 ・重度訪問介護	生活介護	施設入所支援	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	地域移行支援	児童発達支援	放課後等 サービス
0	基本報酬算定区分					●	●	●	●	●		●	●	
1	移行準備支援体制加算					●								
2	看護職員加配加算												●	●
3	高次脳機能障害者支援体制加算		●	●	●	●	●	●			●			
4	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		●	●	●	●	●	●			●			
5	重度者支援体制加算						●	●						
6	重度障害者支援加算(Ⅰ)			●										
7	就労移行支援体制加算		●		●		●	●						
8	就労定着実績体制加算								●					
9	就労支援関係研修修了加算					●								
10	人員配置体制加算		●								●			
11	地域移行支援体制加算			●										
12	通勤者生活支援加算										●			
13	特定事業所加算	●												
14	目標工賃達成指導員配置加算							●						
15	目標工賃達成加算							●						
16	夜勤職員配置体制加算 夜間看護体制加算			●										
17	夜間支援等体制加算										●			

※倉敷市内に指定事業所のないサービスは掲載していません。

※対象外サービス: 短期入所、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援